

## 「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

東葉高速鉄道株式会社

### 1 業務計画の目的、基本方針

#### (1) 目的

本計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に伴い役職員等への感染により、平常業務が不可能な場合において、発生段階別に優先的に遂行すべき業務と必要人員を予め定め、適切に実施することにより新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、旅客、役職員への情報の周知と安全確保及び可能な限りの列車運行业務の継続を図り、会社の社会的使命を果たすことを目的とする。

#### (2) 基本方針

ア 新型インフルエンザ等が発生した場合に迅速かつ適切に対応し、旅客及び役職員等への感染拡大防止を図る。

イ 公共交通機関としての機能維持のため、列車運行の継続を図る。

ウ 国、地方自治体からの新しい情報を収集し、発生段階、状況に応じた処置を図る。

エ 新型インフルエンザ等の強毒性感染症の予防対策及び感染者が発生した場合の対応を役職員等へ周知徹底する。

### 2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 未発生期～海外発生期において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合には臨時の部課長会議を開催

(2) 国内・県内発生早期及び国内・県内感染期において対策本部を設置する。

(3) 情報収集・共有体制

国内外の新型インフルエンザ等の感染症に関する情報を国、千葉県等から収集し、発生時には早急にお客様、社員等に周知する体制を確保する。

(4) 関係機関との連携

新型インフルエンザ等発生時には、対策本部が設置されるまでの間並びに設置された時の伝達システムの体制を確保する。

### 3 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」の中で想定されている被害想定を踏まえ、各部署における業務の優先順位及び欠勤率に応じた事業継続計画を策定し、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(2) 感染対策の検討・実施

感染を予防するための対策及び感染者（お客様・社員）が確認された場合の対応、周知方法等を計画に沿って実施する。

4 その他

(1) 教育・訓練

各部署において新型インフルエンザ等の発生等に備え、これに対する予防、救護及び業務全般の復旧方について、予め計画を作成し、所属社員の教育・訓練を実施するよう努める。

また、国、地方公共団体、同業他社と共同して、新型インフルエンザ等対策訓練を実施するよう努める。

(2) 計画の見直し

本業務計画の見直し等は、国、地方公共団体等からの情報及び訓練の成果を鑑み、適時見直しを行い、改正を行う。

また、改正を行った場合には軽微な変更である場合を除き、千葉県知事、船橋市長及び八千代市長に通知する。

以 上